

新たな避難指示区域設定後の家畜の取扱いについて

本日、原子力災害対策本部長から福島県知事に対して、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定に基づき、新たに避難指示区域が設定された後の家畜の取扱いについて、原則安楽死としつつ、出荷制限等の一定の条件の下、「通い」が可能となった農場等での飼養管理も認めることを指示しました。

概要

1. このたび、東京電力福島第一原子力発電所周辺に避難指示解除準備区域や居住制限区域が設定されたことに伴い、原発から半径 20 キロメートル圏内の家畜の取扱いについて、福島県と協議の上、原則安楽死としつつ、一時帰宅が柔軟に認められる等「通い」が可能となった所有者の農場等での飼養管理も認めるよう変更しました。
2. 当該家畜については、放射性物質に汚染された雑草等を摂取していたため、マーキング等による個体管理を徹底した上で、出荷、区域外への移動及び繁殖が制限されます。
3. なお、所有者が判明しない家畜や、一定期間経過しても所有者の意向が確認できない家畜については、処分（安楽死）することとします。
4. 引き続き、区域内の作業に当たっては、国も福島県と一体となって取り組むこととしています。

<参考>

- ・ 平成 23 年 5 月 12 日プレスリリース「東日本大震災について～東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域内における家畜の安楽死処分について～」
http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_sinko/110512.html

<添付資料>

- ・ 原子力災害対策本部長指示（平成 24 年 4 月 5 日）
- ・ 公示（平成 24 年 4 月 5 日）
- ・ 新たな避難指示区域設定後の家畜の取扱いについて
- ・ (旧) 原子力災害対策本部長指示（平成 23 年 5 月 12 日）
- ・ (旧) 公示（平成 23 年 5 月 12 日）

お問い合わせ先

生産局畜産部畜産振興課

担当者：能登、春名

代表：03-3502-8111（内線 4922）

ダイヤルイン：03-6744-2524

FAX：03-3593-7233

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

指 示

平成24年4月5日

福島県知事

佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年5月12日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

平成24年3月31日時点において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域の域内に生存している家畜及びその子孫（以下「対象家畜」という。）については、捕獲を進め、その所有者が対象家畜の処分に同意する場合、その所有者が特定できない場合、その所有者が正当な理由なく一定期間内に対象家畜の引渡しを受けない場合その他対象家畜を処分する必要がある場合は、苦痛を与えない方法（安楽死）によって処分すること。

また、対象家畜については、貴県において避難指示区域内家畜対処方針を策定し、これに基づき、出荷（対象家畜から生産された畜産物を含む。）、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏外への移動及び繁殖の制限、外見上明白に区別可能なマーキング並びに分別飼養その他の管理を行うよう、対象家畜の所有者及び関係事業者に要請すること。

公 示

平成24年4月5日

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態発時 平成23年3月11日 16時36分
	発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<p>平成24年3月31日時点において、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内において生存している家畜及びその子孫（以下「対象家畜」という。）が捕獲され、その所有者が対象家畜の処分に同意する場合、その所有者が特定できない場合、その所有者が正当な理由なく一定期間内に対象家畜の引渡しを受けない場合その他対象家畜を処分する必要がある場合は、苦痛を与えない方法（安楽死）によって処分されること。</p> <p>また、対象家畜については、福島県が策定する避難指示区域内家畜対処方針に基づき、出荷（対象家畜から生産された畜産物を含む。）、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域外への移動及び繁殖の制限、外見上明白に区別可能なマーキング並びに分別飼養その他の管理が行われること。</p>

新たな避難指示区域設定後の家畜の取扱いについて

平成24年4月5日
原子力災害対策本部
農 林 水 産 省

新たな避難指示区域設定後の原発20km圏内の家畜の取扱いについては、避難指示解除準備区域や居住制限区域において、容易に住民の一時立入が行えるようになったことを踏まえ、当面、国と福島県が一体となって次の基本方針を進めることとする。

- 1 放れている家畜については、作業可能な地区において安全性確保に十分留意しつつ捕獲し、原則として同意を得た上で安楽死処分を行う。
- 2 捕獲された家畜の所有者が、通いが可能となった農場において飼養継続を望む場合は、
 - ① 当該家畜の子孫も含めた出荷・移動・繁殖の制限
 - ② 個体識別の徹底（外見上明白に区別可能なマーキング、耳標の装着の確認等）
 - ③ 隔離飼養（囲いのある専用の場所での飼養、部外者立入禁止の看板設置等）
 - ④ 家畜の線量管理を、所有者に対して徹底して行うよう要請した上で、当該家畜の引渡しを行う。
- 3 また、と畜場、食肉事業者等に対して、これらの家畜の個体識別番号のリストを提供するとともに、マーキングのある家畜の受入を控えるよう要請する。

参考

指 示

平成23年5月12日

福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一及び第二
原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長
内閣総理大臣

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

平成23年4月21日付け指示により、関係市町村長が設定した警戒区域内において生存している家畜については、当該家畜の所有者の同意を得て、当該家畜に苦痛を与えない方法(安楽死)によって処分すること。

公 示

平成23年5月12日

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態発生時 平成23年3月11日 16時36分
	発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内において生存している家畜が、当該家畜の所有者の同意を得て、苦痛を与えない方法（安楽死）によって処分されること。

牛の月別安楽死処分・捕獲実施状況
(4月9日現在)

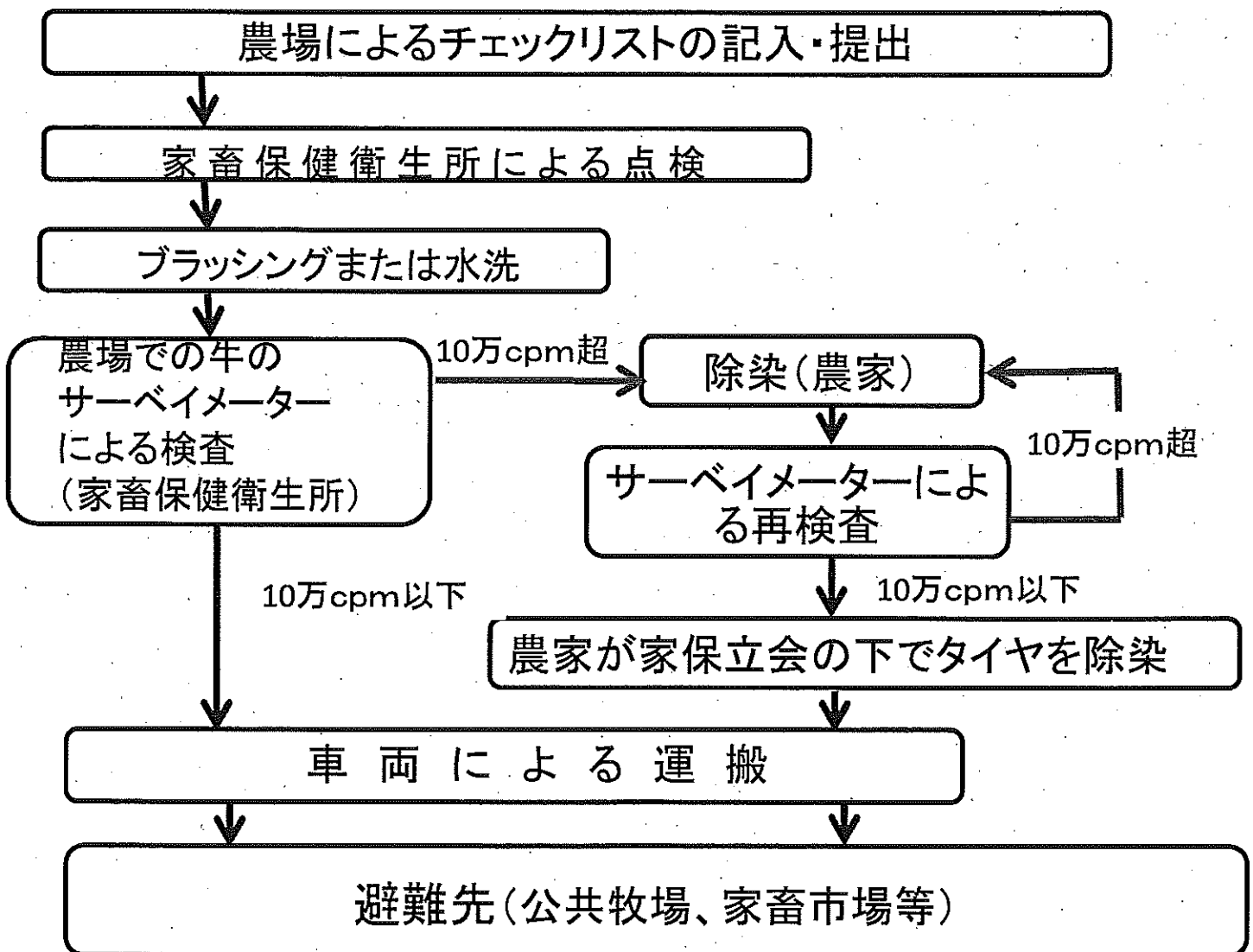
(頭)

月	安楽死処分 頭数	捕獲頭数	総計
5月	2	—	2
6月	57	—	57
7月	0	—	0
8月	33	—	33
9月	149	—	149
10月	64	83	147
11月	59	169	228
12月	69	223	292
1月	79	49	128
2月	60	45	105
3月	267	122	389
4月	0	40	40
合計	839	731	1,570

※警戒区域内では、震災前に約3,500頭の牛がおり、うち1,700頭が死亡、残る約1,800頭が放れ牛となったとみられ、そのうち、捕獲及び同意を得て安楽死を実施した頭数は上記のとおり。

計画的避難区域内の牛の移動について

計画的避難区域の牛については、23年4月の区域設定以降、福島県と協力し、区域外への移動を以下の手順により進めてきたところであり、同年7月上旬には原発事故発生以前に飼養されていた約9,300頭のほとんど全ての牛の移動を完了。



- 牛トレサの個体識別台帳から特別リストを作成し、移動・出荷を監視
- 家畜保健衛生所による立ち入り検査

